

## 評価公表 第1部

全国知事会政権公約評価研究会 滋賀県知事 國松 善次

滋賀県知事の國松でございますが、今、増田知事の方から全体で概要を発表して頂きましたので、私の方から、特に地方分権にかかります問題、三位一体の改革について、私見を含め補足のコメントを申し上げたいと思います。

そもそも今回の公約で、国から地方へという公約の中に三位一体改革による地方分権の推進というのが両党ともに掲げられているわけですが、実際やられた結果を見まして、見事に地方の考えていた地方分権のこの三位一体の改革と、国の考えていた事が違ったと、見事に同床異夢だったという実感を受けています。それは、公約も三位一体の改革で補助金の削減については数値化されたもの、或いは期限を切った形の表示があったりする訳ですが、後の二つについては、具体的なことが数値化はありませんし、内容もありませんでした。

という中で、私どもは、先ほど増田知事からも話にありましたように、地方が自ら判断して、責任を持てるという体制に改革してもらう。特に、税財源の改革に期待をしたわけではありますが、残念ながら、それは全く逆のような結果に終わったという感じがいたします。

もともと、私は地方分権、地方分権自治法が通った時に、要は地方が成人式を迎えたというように理解をし、従って親父が財布を譲ってくれると思っておりました。そういうものが今回の改革で進められると思っていたら、実際は、親父はしっかり財布を握らざるをえないという態度の結果になったという感じであります。

そこで、なぜそういうことが起こったのかなということを思いますと、要はこれは、立場の差というのがあって、方法論では三位一体という方法を言っていたので同じだと思っていたのですが、狙いが違ったと、目的が違ったという感じがいたしますので、ここはやはり公約の表現の仕方、いわゆる妥当性、明確性に理念の部分が欠けていたということが、そういう結果をもたらしたのかなと思います。あるいは、ビジョンが示されなかったという中で、そこに期待し、補助金の金額だけが示されたので、実行してもらえらると思っていたら、そうではなかったと、まあこんな感じが強くいたしました。

従って、この地方分権に関して言えば、地域が主権を持って、地域経営をできるような制度改革に向かったの理念・ビジョンを各党がもっと具体的に、明確に公約にうたっていたら、そしてその全体像に対して、プロセスを明確していただくということでない、評価に至らない結果に終わってしまったという感じが致しました。

なお、特に今回思いましたのは、地方という概念が、中央ありきの概念なので、ここはやっぱり地域に主権を持たすということですから、地方というのは中央あつての地方じゃなくて、地域の自治を財政的に確立するという意味になる、そういうための改革でなかったらいかんということで、言ってみれば今の地方自治制度のゼロからの出発、再構築というようなところの考え方を、やはり国・地方が教育することが必要です。あるいは、国民的議論で共有するというところの公約や政権がないと、これは手法だけでいってしまうことになり、根本的には考え方は依然として中央ありきの地方、みんながそういう錯覚のもとに、これからの姿としてあるのではないかと思いました。

それから、特に財源の問題ですが、今回は暫定措置としての地方譲与税という形がありますが、要は基幹税ということで、所得税が即、出てくるわけですが、やはり、私はここは是非消費税を入れるということでないといけないと思います。やはり、負担と受益の関係を明確にした形で、国も地方も行政を推進するというにならないといけないわけですから、そのことをやはりきちっと明確にしてもらうということが、今回の公約の中で非常に大事であったと、また、今後の進め方に問題になるな、というようなことを思いましたので、そこを補足させていただきます。ありがとうございました。